令 和 2 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和2年10月28日

和光市議会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和2年10月28日(水曜日)

午後 1時00分 開会 午後 3時01分 散会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 9名

委 員長 安保友博議員 副委員長 待鳥美光議員 熊谷二郎 委 員 猪原陽 輔議員 委 員 議員 澤啓二議員 委 員 委 員 金井伸夫議員 富 委 員 松永靖恵議員 委 員 冨澤勝広議員

委 員 齊藤克己議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

総務部長 鈴木 均 職員課長 工藤 宏

社会援護課長 梅津俊之 長寿あんしん 田中克則

職員課長補佐 安井 和男

◇事務局職員

 議会事務局長
 喜 古 隆 広
 議 事 課 長 末 永 典 子

 議事課長補佐
 本 間 修
 主 査 高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

要求資料(令和2年10月9日付和議第78号)の説明について 法律上のアドバイザーについて その他 **〇安保友博委員長** ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の案件は、要求資料(令和2年10月9日付和議第78号)の説明について、法律上のアドバイザーについて、その他として要求資料の閲覧ルールについてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

初めに、要求資料(令和2年10月9日付和議第78号)の説明についてを議題とします。 要求した資料の状況について説明を求めます。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、10月9日付でいただきました地方自治法第98条第1項に基づきました資料要求の対応について、開示・不開示の考え方につきまして御説明申し上げます。

まず、和光市情報公開条例での観点と、法律的見地での顧問弁護士の見解を伺った上で、市内部で協議をした結果、お示ししております現時点での見解を判断させていただいたところでございます。

その中で、不開示とさせていただいている事項といたしまして、1つ目としては、市調査内容が分かる書類は、現時点では、裁判終了後の提出ということで考えております。

2点目、第三者委員会に提出した書類につきましては、第三者委員会の意見を踏まえた上で 開示・不開示の決定をさせていただきたいと考えており、現時点で保留事項とさせていただき たいと存じます。

3点目といたしまして、職員の氏名、所属、役職や市民等の個人情報の記載がある場合につきましては、不開示情報をとさせていただいて、既に開示や公表されている情報、または以前に開示請求によりまして開示決定が出された文書であった場合は、開示情報として取り扱うということで判断させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました和光市情報公開条例の観点で御説明させていただきますと、情報公開条例第7条、公文書の開示義務、こちらの条文を読ませていただきますと、実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書は開示しなければならないということで、原則は開示でございます。

こちらの情報公開条例第7条と地方自治法第98条の特別委員会との関係において、情報公開・個人情報保護事務の手引というのがございまして、その15ページのところの抜粋を朗読させていただきますと、地方自治法第100条、百条委員会、それから民事訴訟法第220条、文書提出命令、刑事訴訟法第197条、捜査事項照会、弁護士法第23条の2、弁護士照会の規定などのように、法令の規定により実施機関に対して公文書の提出または閲覧を要求されることがある

場合、こちらについての対応については、法令の規定に基づき、提出または閲覧の要求に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して、 個別具体的に諾否を決定することと記載をしております。

こういった状況から、公文書の提出の要求につきましては、全て開示とするということではなくて、対象文書の内容等を判断し、総合的に判断して、個別具体的に諾否を決定する必要があることをまずは御理解いただいて、決定をさせていただいているところでございます。

その中で、諾否の決定をするに当たって、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断という部分でございますが、こちらについては、顧問弁護士の法律的見地から見解をいただいております。その中で、文書不存在以外で不開示または一部開示したものにつきましては、弁護士の見解を伺った上の判断といたしましては、まず初めに、第三者委員会の提出した書類につきましては、地方自治法第98条の特別委員会の検閲等の対象となりますのは、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該事務の管理、議決の執行及び出納検査することとなっているため、市の事務に対するものと考えております。

また、第三者委員会の提出した書類につきましては、日本弁護士連合会が公表しております 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインにもあるとおり、第三者委員会は市の事務で はなく、独立した立場で行われている機関でございます。中立・公正性を客観的に調査を行う 機関でございますので、こちらの観点から、第三者委員会に提出した書類につきましては、ま ずは第三者委員会に帰属する文書となるため、第三者委員会の見解をいただいた上で提出した いと考えており、現時点では保留とさせていただきたいと考えております。

2点目の市調査内容が分かる書類については、1の不祥事による起訴、逮捕、懲役、処分に関するものの市の調査内容が分かるものについてですが、資料要求のところでは、逮捕等を時系列で要求されておりますが、こちらの保有している資料といたしましては、そのような分類では調査は行っておらず、該当する(1)から(8)までにつきましては、関連する資料は全て顧問弁護士に依頼を行って調査しております。なおかつ、そちらについては、全て現在裁判で使用されている書類となっておりまして、現時点では裁判が継続中であることから、裁判が終了するまでの間は不開示とさせていただきたいと判断しており、弁護士からも同様の見解で御助言をいただいています。

最後に、職員の氏名、所属、役職や市民等の個人情報の不開示情報につきましては、情報公開条例第7条第1項第2号の個人に関する情報に当たる部分でございます。当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利・利益を害するおそれのあるものは不開示と定めております。

市民等の個人情報については、こちらの第2号に該当しますし、また、職員の個人情報につきましても、不開示情報として取り扱うような形を判断しておりまして、こちらも顧問弁護士

から、プライバシー保護の観点から同様の見解をいただいた上で判断しているところでございます。

以上のように、不開示部分については、こういった見解に基づいてお示しをさせていただいておりまして、他のものにつきましては、一部個人情報等は黒塗りした形でお渡しすることにはなろうかと思いますけれども、開示をさせていただくということで進めさせていただきたいと思っています。

基本的な考えとしては、当局としましても、開示できるものはできるという姿勢の下で資料 を提供してまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

〇安保友博委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。

なお、要求資料の内容ではなく、開示・不開示について質疑を願います。

質疑のある方は挙手願います。

猪原委員。

- **〇猪原陽輔委員** 今、委員長から、開示・不開示に関しての質問ということでしたが、一部不存在の資料があるということで、そちらについての質問は大丈夫ですか。
- **〇安保友博委員長** それは大丈夫です。
- **〇猪原陽輔委員** では、質問させていただきます。

不祥事による逮捕、起訴、懲戒処分に関して、こちらのほうから、現金のやり取りが分かる 資料ということで要求をさせていただいたわけですが、こちらは不存在ということで御回答い ただいております。

通常ですと、民間の組織等の例えになりますが、現金出納帳などのそういった現金のやり取りが分かる文書というのは、当然普通の業務で記載をして残されているものだと、常識的な観点からは認識しておりますので、それがないということがちょっと、どうも信じられないというような認識なんです。こちらについては、現金のやり取りというのは記録をしていないということでよろしいですか。

- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。
- ○梅津社会援護課長 1番の令和元年度6月13日逮捕、詐欺の現金のやり取りが分かる文書書類につきましては、社会援護課で管理している文書を確認したのですが、ございませんでしたので、不存在とお答えさせていただきました。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- **〇猪原陽輔委員** ないということなので、それ以上申し上げることはないんですが、やはり常識的に考えて、現金の出納が分かるようなものがないというのは信じられなくて、今後も改善することなく、これまでの運用でやっていこうと考えておられるのか。ちょっと今回の趣旨と外れますが、今後の組織運営という点でお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。
- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。
- **〇梅津社会援護課長** ちょっと今の議題とずれてしまっても、お答えして大丈夫でしょうか。

存在、開示・不開示についての、今回の議題とはずれるかなと思うんですが。

〇安保友博委員長 資料の不存在についての質疑ということで、そこは外れていないと判断します。

- 〇梅津社会援護課長 よろしいですか。
- ○安保友博委員長 はい。
- ○梅津社会援護課長 この後のお話にもなるかもしれないのですが、(11) と (12) の資料の話になりますが、公金及び預り金の取扱規程、12番の事件発覚前と後での管理方法に関する内規というところでございます。こちらについて、文書を提供させていただいたところですが、和光市福祉事務所生活保護関連現金取扱要領という形でございまして、これを平成31年3月11日に改正したものがございまして、現在はこれに基づいて管理をしております。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- **〇猪原陽輔委員** では、別の質問をさせていただきます。

第三者委員会に提出した書類というので、裁判終了後に提出という御回答をいただいておりますが、議会というのは第三者委員会とは違う観点で、行政手続について、議会という立場で調査をしていくというので、視点が違うと思います。やはり調査する上では、要求した資料というのを拝見しないと、こちらからの改善要求というのも、とてもじゃないですけれども、出せないと考えております。第三者委員会の判断どうこうという問題とは別だという認識を私は持っているのですが、その点についてはいかがですか。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** まず、第三者委員会に提出した書類の判断につきましては、裁判終了後ではなくて、第三者委員会の意見を踏まえて判断をさせていただきたいので、まずは御理解いただきたいと思います。

それで、第三者委員会の提出した書類につきましては、当初の顧問弁護士の見解としては、 本来市が持っている文書であっても、第三者委員会にそれを提出した時点で、第三者委員会に 帰属する文書になるため、それは全て不開示ですというのが、まず第一歩の顧問弁護士の見解 でございます。

ただ、私どもといたしましても、地方自治法第98条の特別委員会の設置要領の趣旨を十分理解をしているところでございますので、当方といたしましては、まず開示する文書と開示しない文書をこちらでボーダーラインを引かせていただいて、それについてどうですかと、委員長に打診をしている状況でございます。

ボーダーラインの判断の基準といたしましては、基本的な考えとしては、要は第三者委員会に審議をいただく上では、当然、市が持っている情報を提供しなければ、当然審議ができないわけでございますので、まずは市が積極的に、そういった審議をいただくための資料としてお渡ししたものについては、そもそもが市が保有している情報を相手方に提供したという立ち位置になると思いますので、そういった類いの文書につきましては開示したいということで、委

員会には打診をしている状況です。

ですが、最終的な判断としては、やはり第三者委員会の見解に従わざるを得ないとは考えております。できればこちらとしても、委員会での審議を当然しなければならないですし、必要となってくる書類になってくると思いますので、開示できる方向で進めていきたいとは考えております。

具体的に積極的に渡している資料というのは、8月の全員協議会でお渡しした訴状の概要とか内容というのがほとんどでございます。ですので、大まかな資料ということであれば、全員協議会でお渡しした資料というところでは、かなり概要的な部分にはなってしまいますけれども、そういったものを御提供しているところの部分で、その中で、実際裁判を傍聴している記録をメモで取っておりますので、実際に第三者委員会にお渡ししている資料というのは、もう少し詳しい内容ということでお渡しはしている状況でございます。

〇安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 今の御答弁で1点質問させていただきたいのですが、第三者委員会に提出した書類というのは、第三者委員会に帰属するという顧問弁護士の方の見解が示されたという御説明いただきましたが、これの根拠となる法律とかルールとか、そういったものはあるんですか。

〇安保友博委員長 鈴木総務部長。

〇鈴木総務部長 具体的な根拠法令につきましては、そこまではお示しは、今現状としては知識を持っていないので、いただいていないという状況でございます。

〇安保友博委員長 齊藤委員。

〇齊藤克己委員 今の第三者委員会の関係です。これは今、委員長に開示・不開示をある程度 市で示した上で打診をしているということでしたけれども、こちらの結論といいますか、特別 委員会でも審議が進んでいくわけですが、どのような形で考えていらっしゃるのか、ちょっと 確認をさせていただきたいんですが。

〇安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 こちらの最終的な結論をしたのが、21日に内部で協議した最終決定で、22日に議会側にお渡ししている状況です。その21日のタイミングで、最終結論でこれでどうですかということでお渡しをしている状況でございます。

聞くにつきましては、現時点での、その後の返答のアクションがない状況でございますので、 具体的にいつまでというのは、この場ではお答えできないんですけれども、早急に対応を図る ように働きかけてはいきたいと考えております。

〇安保友博委員長 金井委員。

〇金井伸夫委員 第三者委員会への意見を求めて、開示文書を決定するということなんですけれども、そもそも第三者委員会が開かれて、それで提言なりするというスケジュールで進んできたところ、一向にそういった中間報告なり提言がなく、第三者委員会の状況が分からないも

ので、ある意味、議会としても特別委員会を設けて調査していくという部分もあります。開示するか不開示するかについて意見を求めるということを、先ほど弁護士の意見も聞いておられるということなんですけれども、第三者委員会での提言がいまだ出ていないというところで、議会としても調査委員会を設置しているということもあるのです。ですから、第三者委員会の意見を求めるということが実態と合わないのではないかと思うのですが。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 繰り返しになりますけれども、独立した機関で、そこで審議いただている情報の中での提供という部分になりますので、やはり第三者委員会の意見を、まずは聞く必要があるということで判断させていただいています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** こういう回答をいただいて、見る限り、要するに裁判終了後提出とか、不開 示の分が多くて、もう委員会として機能をなさないんですけれども、市はどのように考えてい るんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 繰り返しになりますけれども、一応こちらの最終的な判断としては、特別委員会に開示することと、今現状に置かれている裁判の状況とか第三者委員会の審議中の状況を比較考慮した場合に、やはり裁判の状況と、それから第三者委員会の情報の部分を配慮する必要があるということでの結論でございますので、御理解いただきたいと思います。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** 全く理解できません。第三者委員会は何もできないんですよ、資料がなくて。 できませんよ。調査した内容も開示されないんですよ。調査した内容を基に告発したんじゃな いんですか。そうしたら、調査内容は開示できるんじゃないの。

弁護士云々とか第三者委員会と言っていますけれども、第三者委員会には資料として調査内容も提出していると思うんですよ。そうすると、この回答文書だと、裁判終了後に調査内容を公表しますというんだけれども、第三者委員会にその内容が行っていたら、第三者委員会が駄目ですよと言ったら、駄目なことになってしまうではないですか。全く市の誠意を感じないんですけれども。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 裁判は今係属中でございますけれども、終わりましたら、速やかに提出させたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 調査内容を開示することによって、今係争中の裁判にどのような影響がある と顧問弁護士は話しているのですか。その辺がよく理解できないんです。調査委員会は独自に 調査を進めようとしているんですよ。それを阻害しているように思えるのですが。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。

- **〇鈴木総務部長** どこまで影響があるかというところまでの見解は伺っておりませんけれども、 裁判期間中に公表することによって影響があった場合、多大な支障を来すおそれがありますか ら、その判断で、現時点では開示できないということでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- ○冨澤勝広委員 答えが漠然としていて、よく分かりません。要するに、地方自治法第98条第 1項に基づいて、特別委員会を設置して資料要求しているのに、何があるか分かりませんから 開示できません。ちゃんとした答えがないと納得しないでしょう。議会の委員会として、特別 委員会として資料請求しているんですよ。その辺もう1回御答弁ください。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 おっしゃることは理解しますけれども、現時点では裁判中でございますので、 終わりましたら、提出させていただきたいと考えています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** それは見れば分かります。これに至った経緯を聞いているんですよ。何が支 障があるのか、そこを聞いているんですけれども、全く答えがないですよ。ただ裁判中だから と、そこに引っかけて提出しないようにしか思えない。その辺をもう一度御答弁ください。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** やはり開示することによって、そういった状況があるかもしれないということが想定されますから、そういった状況がある以上、現時点では開示はできないということでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** あるかもしれないというのは、何があるかもしれないんですか。具体性がないですよ。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 裁判につきましては、今後、例えば控訴するとか上告とかということも、場合によってはあり得ると思います。そういった状況になる可能性もありますから、そこを踏まえて、現時点では不開示とさせていただいています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- ○富澤勝広委員 今後の裁判の経過後の話ですよね、今のは。そうですよ、何ら結論も出ていないですよ、裁判。そこに影響を与えるから駄目だと言っているんでしょう。そこは何なんですか。今の裁判の中の、影響を与えるから開示しないんでしょう。その理由もはっきりしないんですけれども。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 現時点で行われている裁判の中でも、もしかしたら影響があるかもしれませんし、それがまた控訴、上告につながってくる可能性もありますから、そこは不開示ということになります。

- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** 影響という言葉だけで示しても、何の影響があるのか分からないんですよ。 そういうことを議論したんでしょう、弁護士と。弁護士は何と言っているんですか、具体的に。 例えば現金のやり取りとか云々の調査内容が分かる資料を開示したら、どこに影響があるんで すか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 実際に市が行った、顧問弁護士が行った調査内容については、裁判に使うための資料としては提出しておりますので、そこで審議はされておりますから、それが外部へ漏れてはいけないという認識の下で不開示とさせていただいていることでございます。
- **〇安保友博委員長** 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 単なる外部ではないです。要するに、この不祥事に対する地方自治法上の委員会設置をして資料要求しているわけですよ。一般の市民が資料要求しているのと訳が違いますよ。その辺は十分分かった上での御答弁と理解していいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** そこの部分については、第98条の特別委員会の所掌事務の趣旨は十分理解した上で判断させていただいていますので、その旨で不開示ということでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **〇富澤勝広委員** では、その理解ということは、議会に対して、こういうことも分からなくて もしようがないという判断ですよね。要するに、非協力的な市の回答ということですよね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** あくまでも、裁判中の現時点では対応が不開示になっているということでございますので、裁判が終わりましたら、速やかに開示するように進めてまいりたいと考えています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- ○冨澤勝広委員 これは普通に考えても、今裁判、まだまだ先が、いつ終わるか分からない状態です。そうすると、委員会を設置して、何ら進めないということですよ。今年度中に終わるかどうも分からない。来年度も終わるかどうか分からない。そのうち市長は替わってしまうかもしれない。責任の所在も明らかにならないうちに、何も解決しないで、議会として調査もできない間に、裁判はどんどん進んでいって終わらない。1年、2年かかるかもしれないじゃないですか。そういうことも想定して、こういうことを言っているわけですよね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 現時点においては、裁判の証拠資料としての取扱いになっていますので、そこは保護すべきものと考えています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- ○冨澤勝広委員 何を言ってもきちんとした明快な答えが返ってこないので、議会に対してど

ういうお考えでいるのか。上の人がですよ。議会は市民の代表ですから、市民に対しても説明 できないということですよね、これはね。この不祥事に関して、今裁判中だから、市民に対し ても説明できないんだということを今おっしゃっているのと同じですよ。

裁判終了後に詳細は提出しますよ、では、そこから我々は動けるんですよ。では仮に、これ、聞き取り調査した人が何人かいると思いますから、そういう方をここに呼んで調査することは全く問題ないですか。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 地方自治法第98条の特別委員会ということであれば、資料要求という部分での委員会でございますので、調査までは難しいのかなと考えています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** いや、今言っているのは、これはこれですよ。仮にこれで開示できない場合は、ある程度の拘束力を持った百条委員会とか、そういうふうに移行する可能性もあるわけじゃないですか。そうした場合に証人として呼んで調査をするのが、じゃ市は、議会がちゃんとした調査をすればいいのではないかという感覚ですよね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 現時点でも第98条の特別委員会につきましては、そういった趣旨で行っているというのは十分理解していますし、開示できるものは開示していきたいという趣旨は変わりございませんので、そこは協力していきたいと考えています。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 まず、市の調査内容が分かる書類は、裁判終了後に提出となっておりますけれども、第三者委員会に対しては、この市の調査内容が分かる書類というのは一切出ていないんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 確認させていただきますので、少々お待ちください。

こちらの市の調査内容の分かる書類につきましては、第三者委員会に提出はしておりません。

- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 そうすると、第三者委員会に提出した書類は、開示・不開示含めて、そちらの意見を求めた上でということになっているんですが、第三者委員会は市の調査内容が分かる書類は一切見ていないとするならば、どういう資料を見て審議しているんですか。実際、具体的に第三者委員会に開示した資料とは、どういう内容のものですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 裁判を傍聴した中でメモした事件の概要の資料とか、あとは、顧問弁護士が調査を行っていますので、直接呼ばせていただいて、その中で聞き取り調査を行っているという状況がございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。

- **○富澤勝広委員** 確認しますけれども、第三者委員会は数回やられていますけれども、その中でどのようなことを審議したかというのは、ここで言えるんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 審議された議題についてお話しさせていただきますと、第1回会議では、不祥事の概要と和光市の現状での取組についてです。それから、委員会の審議の論点整理になります。2回目についても不祥事の概要でございます。3回目につきましては、事件の類型化と再発防止の検討についてを議題としております。4回目については、報告書の骨子案についてと、今後のスケジュールについてを議題として協議いただいております。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 以前、全協だったか、第三者委員会の議事録は公開できますかという話があったと思います。議事録は取っていないという御答弁があったと思いますが、それはそれでよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 委員会の指示に基づいて、記録として取っているものはございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 委員会という会議だと思いますけれども、そこに対する、純然とした会議録 というのは、全く存在しないということですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 委員会の許可をいただいた上で、記録を取ってくれという指示に基づいたものについては、会議録として保有しているものはございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** 指示を基に記録を取るということは、限定されたものしかないという理解でよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- 〇鈴木総務部長 全てのものについて記録を取っているという状況にはないという形です。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 事務局サイドとして、要するに議事録を取らなかった経緯というのは何かあるんでしょうか。そこだけ確認させてください。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 4回会議を行っていますけれども、4回とも委員会の指示に基づいて、記録 という形の会議録は保有をしております。
- 〇安保友博委員長 富澤委員。
- **○冨澤勝広委員** いや、それは前の御答弁で分かりましたよ。要するに、取らなかった根拠って、どこにあるのかと思いますけれどもね。仮に、指示に基づいた議事録があるとしたら、それは公開できるのですか。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 会議録につきましては、現在、委員会が終了しておりませんので、不開示情報としての取扱いになると思います。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 不開示ということは、委員会が全て終わらないと開示はしないということですか。終わった回数ごとに公開するとか開示するとか、請求したら開示できるとか、そういうことじゃなくて、全ての委員会が終わらないと公開しない、開示請求があっても公開しないということですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 会議録につきましては、最終的に報告書として決定し、終了した段階でない と、お示しできないと考えています。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 先ほどの御答弁でもう1点確認ですが、まず裁判の傍聴した記録等を提出して、それを基に第三者委員会は独自に調査をしたとおっしゃったと思うんですが、その第三者委員会の弁護士の調査と市の調査というのは別のものということですよね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 実際市の調査を行ったのが、まず顧問弁護士が実施をさせていただいていまして、その状況がどうだったかというのを第三者委員会側から出席要求をしまして、そこで口頭での御説明をしているという状況があります。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- **〇待鳥美光委員** ということは、第三者委員会に、少なくとも市の調査の内容は伝わっているけれども、資料としては出していないということですね。そうすると、第三者委員会に提出した書類というのは、先ほどの御説明から考えられるのは、傍聴の記録のみなのですか。

それで、もしそうだとすると、公判の傍聴した記録というのは、ほかに議員も傍聴しているケースがありますし、一般的にも公開されている部分もあるので、特に第三者委員会に帰属をしていて、第三者委員会の判断を仰がないと開示できない書類に当たるとは思えないのですが、第三者委員会に具体的に提出をしている書類というのは、もう1回お聞きしますけれども、どういったものがあるのでしょうか。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 先ほども副委員長がおっしゃったとおり、そういった概要については、こちらとしても既に周知されている状況にもございますので、そこは開示していきたいということで打診をしております。それ以外の部分について、例えば先ほど言った会議録とか、そういった類いのものについては、第三者委員会独自で行っているものですから、そこは御意見をいただいた上で、最終的に判断させていただきたいということで、保留にさせていただいています。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。

- **〇待鳥美光委員** そうすると、実際は会議録はあって、それも含めてというか、傍聴の記録及 びそうした独自に作った会議録、そうしたものをこちらに開示をしていいかどうかの判断を今 求めておられるということで、そのほかには具体的に、審議の基になるような資料というのは 出ていないということですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 実際に委員会としての活動としては、実際に関わった方を出席要求しまして、 そこで聞き取りで聴取をしているという審議になっています。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 そうだとすると、第三者委員会に提出した書類というものが、開示・不開示対象を決定した文書を今提示して、意見を求めておられるということですが、具体的には会議録について、開示していいかどうかということなんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 一応会議録も含めて、こういった要求をされているというのは委員会にはお 伝えをしていますので、その中で開示できるかどうかの御判断を仰いでいるということでござ います。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 ほかに提出している書類というと、裁判の傍聴記録ぐらいしかないというように、今のお答えでは受け取れるので、その独自の調査をしたときの記録であるとか、そうしたものを開示していいかどうかの判断を仰いでいるという理解でよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** もともと第三者委員会で保有している文書がありますので、そこ全体も含めて、開示していいかどうかの判断をさせていただいている状況です。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- **〇待鳥美光委員** ちょっとしつこいんですけれども、第三者委員会に提出した書類を私たちは 要求しております。提出した書類というのは、裁判の傍聴記録だけだということですか。
- 〇安保友博委員長休憩します。(午後 1時43分 休憩)再開します。(午後 1時55分 再開)

鈴木総務部長。

〇鈴木総務部長 先ほどの件でございますけれども、まず会議録につきましては、それも含めて開示していいかどうかという判断を、今委員会に諮っている状況でございます。

それから、市が調査を行っている部分についての、顧問弁護士が行った文書としての資料というのは提出はしておりませんので、あくまでも、顧問弁護士を招集させていただいた中で聞き取りをして判断しているという状況があります。

それから、第三者委員会で協議いただいている内容というのが、6件の裁判の事件の概要を 説明した上で、どういうことが行われていたのかという視点で協議いただいているもので、そ こを4回まで協議をさせていただいている状況ですので、特段その件に関して資料というのはお渡ししておりませんで、口頭による概要説明というところで提供している状況でございます。

- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 もう1回だけ確認させていただきたいんですけれども、第三者委員会に提出した書類について要求をさせていただきました。その回答として、開示対象及び不開示対象と決定した文書を提示して、今意見を求めているという御返答ですよね。

それで、今の御説明だと、口頭で、資料としては提示していないということですので、そも そも第三者委員会に提出した書類というのの中身を何というふうに考えて、こうした御返答に なっているのでしょうか。今お聞きした回答だと、資料、文書としては何も出ていないという ように聞こえますが。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 資料としてお渡ししておりますのは、裁判を記録したものの概要としてお渡ししているものはございますけれども、それ以外については口頭での説明に終始してしまいますので、そこの部分については、会議録に記載されているものになってくると思います。
- **〇安保友博委員長** ちょっと整理します。第三者委員会に提出した書類が、今のお話だと、裁判の傍聴記録しかないということであると。それは既に公開されていると思うのですが、その点で今回、現時点での不開示にしたという、その趣旨をもう一度説明いただきたいんですけれども。

鈴木総務部長。

- **〇鈴木総務部長** 裁判の傍聴の記録としての資料は提出しておりませんが、それを踏まえた概要の資料ということでの提出はございます。ですので、それについて、お渡ししていいかという深遠を含めて、委員会に開示していいかどうかの判断を仰いでいるというところでございます。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 分かりました。今、開示するべきかどうかを判断を仰いでいるのは、委員会独自で作成された、例えば調査の記録であるとか、それから、そこで喚問をされたことの記録及び会議録、そうしたものについて、開示していいかどうかを確認をしていただいているという理解でよろしいのですね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 第1回から第4回までにお渡しした資料を開示していいかどうかを判断させていただいているということでございます。
- **〇安保友博委員長** 先ほど資料がないという話だったと思うんですけれども、もう一度そこを 整理してもらってよろしいですか。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 もう1回整理をさせていただきますと、第1回から第4回まで市がお渡しし

ている資料というのはございまして、それは相手方に帰属をしていますので、開示していいかどうかの判断をまず仰がせていただいています。それと付随して、会議録の開示につきましても同様に、公開していいかどうかの判断も併せて仰いでいるという状況でございます。

- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 市が渡している記録というのが、先ほどから何回も確認をしているんですけれども、公判の記録しかないというお答えだったので、例えば前回の会議録を市がまとめたものを次の資料として出すとか、そういったことですか、今おっしゃったのは。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 前回の会議録を、そのときの会議録としては出してはいない状況です。
- 〇安保友博委員長休憩します。(午後 2時03分 休憩)再開します。(午後 2時07分 再開)

松永委員。

- **〇松永靖恵委員** 先ほど、第三者委員会の第1回目から第4回までの内容は具体的に示していただいたんですが、その中で、現状の取組とか論点の整理、4回目では骨子案とおっしゃっていましたが、そういうものも全て、市が作ったものを資料として提出しているのでしょうか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 御指摘いただきました文書につきましては、第三者委員会の指示を踏まえて、 こちらで作らせていただいたものとして完成しているものでございます。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **〇松永靖恵委員** 骨子案というのは、具体的に、こちらの場では教えていただくことは可能ですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 第三者委員会の報告書がまだ出来上がっておりませんので、ここでの内容についてはお答えできないと御理解いただきたいと思います。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 市の調査内容が分かる書類について、裁判への影響があるかもしれないので、裁判終了後に提出となっておりますけれども、これは先ほどのお話だと、第三者委員会の中では、その調査をした弁護士を喚問して、内容的には共有をしているということですよね。それが可能で、今回の委員会は第98条ということですので、書類上のということになりますけれども、それを出していただけないということであれば、それなりの権限を持った委員会として、第三者委員会でやったのと同じことを仮にこの委員会でやるというようなことになれば、共有ができるという判断でよろしいのですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 現状の第98条の委員会の中でのお話になるのでしょうか。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 言葉が足りなかったかもしれないのですが、第98条で書類を出していただいた、それの検査権ということなので、それで出していただけないとなった場合は、それなりに、第三者委員会がどういう権限に基づいてと、ちょっと今不勉強で、法律上の根拠は分からないんですけれども、委員会としてそういう権限を、例えば百条というようなことに移行して喚問した場合は、共有していただけることになりますよね。

そうした場合に、裁判終了後でないと影響が分からないのでという内容を第三者委員会は共有をしたということですけれども、それは書類上ではなくて、今回は出していただけないというところの、裁判に影響があるという意味で、それが第三者委員会の場合とこの議会の特別委員会の場合で、どう違うのかをちょっと教えていただきたいです。

 〇安保友博委員長
 休憩します。(午後 2時11分 休憩)

 再開します。(午後 2時12分 再開)

鈴木総務部長。

- ○鈴木総務部長 第三者委員会の趣旨ですけれども、起訴事実について、どういう行為が行われたのかというのをまず審議していただく機関ということで捉えていただきたいと思います。 その中で、顧問弁護士が調査を行っているということで、第三者委員会の招集をした目的といたしましては、どういった起訴内容になっているのかというところの説明を求めているという内容になっています。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 さっきの御説明では、市の調査を担当された弁護士を喚問して、その内容は、 そこで口頭で説明をしたとおっしゃいましたよね。なので、市の調査内容としても、こういう 事実があるということは説明されたというふうに受け止めたのですが。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** そこの視点というのが、今回起訴された事件に関してのことについて説明を 受けているということです。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 何か聞いていると、よく分からなくなってきて、ちょっと困るんですけれど も、要するにこの資料要求は、おのおのの告発された案件ごとに資料要求、調査内容も請求し ているわけですよ。多分、第三者委員会を開くときに、市の調査内容を委員会に報告している んじゃないかなと思われるのですが、それはやっていますか、やりましたか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 第三者委員会の説明については、起訴された内容についてのみしか説明をしておりませんので、それ以外については説明はしていないということです。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** 多分告発前に、関係職員だとか関係する人に対して、市が顧問弁護士にお金を払って調査依頼をしたんですよね。告発後に第三者委員会を立ち上げて、そこで市の責任で

あるとか明らかにしていこうということで始めたんでしょうけれども、その前段で、おのおのの告発案件に対して、全く説明はしていないのですか、調査内容を踏まえて。顧問弁護士、あるいはその他関係者から、そういう内容を第三者委員会に報告していないのですか。どういった形で進めたんですか。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 先ほども御答弁申し上げましたとおり、起訴内容についてのみ御審議いただいております。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 起訴内容、分かりますよ。起訴内容について審議する上でも、市が独自の調査をしたわけだから、お金も払って、市税を投入して。その内容について報告はしていないのですか。では、その成果品はどうしたんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 市が顧問弁護士に依頼して調査した結果としての成果物としては、それが1月23日に行われた刑事告発のための書類になってくると考えています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** だから、多分、第三者委員会からも求められたんじゃないんですか。そういうことはないのですか、その委員会の審議の中で。

まだ質問を続けます。要するに、この処分に関する書類の請求の中には、市の調査内容に関わるもの、書類、それはそれでやったと思うんです。これは裁判終了後に提出するとなっていますけれども、それを踏まえて、第三者委員会にもその内容を報告しているんじゃないかなというふうに思われるんですよ。そうでないと、第三者委員会は進まないじゃないですか。市がどういう調査をして、告発した内容について審議する、それは分かりますよ。だけれども、市が関わった人が何人もいるわけでしょう。その内容を第三者委員会に報告しなかったということですね。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 行われた事件の概要については、口頭では第三者委員会には説明をしております。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 何回やっても同じ答えしか返ってこないので、全く私には理解できないですけれども、では市は何のために独自の調査をしたんですか、顧問弁護士にお金も払って。告発するためだけですか。第三者委員会を開いたんですよ。そこに調査内容も報告する義務があるんじゃないんですか。それを全くやっていないということですよね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 第三者委員会の口頭での会議の中では、その旨は御説明して、審議の対象と させていただいております。

- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** ということは、公開された会議録の中には、もし仮にこれから公開されれば、 その中にはしっかり載っているということですね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 はい、そのとおりでございます。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** 先ほどの待鳥委員からのお話ですけれども、市の第三者委員会と議会が設置 した特別委員会、その違いがよく分からなくて、要するに第三者委員会には文書を提出して、 第三者委員会に帰属するというお話で、公開はできないようなお話ですけれども、では議会が 設置した特別委員会には、資料を提供できない理由はどこにあるんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 地方自治法第98条第1項の規定に基づく委員会でございますので、市は基本的に、いわゆる一般的な委員会という立ち位置のものと認識していますので、その中で開示できるもの、不開示できるものというふうに判断させていただいております。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** ということは、ある程度の拘束力を持った委員会であれば、請求した場合に は開示できるということでよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** この時点、ちょっと私も熟知していない部分がありますので、正確なお答えはできませんけれども、そういった法的な拘束力を持つ委員会の設置ということであれば、そういったことも可能かなと考えております。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 1点確認です。裁判終了後に提出となっていますけれども、現状の第98条の場合ですね。この裁判というのは、刑事裁判のことと理解してよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 いただきました要求資料の1番の部分については、刑事事件のものということで御認識いただければと思います。

もう1点、3番目の平成21年度の交付金の関係の部分については刑事事件のものではございませんので、民事訴訟の部分についての裁判ということで御認識いただければと考えています。

- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **○齊藤克己委員** 不存在の書類のほうの関係で確認ですけれども、(1)、これは福祉事務所が預かっていた現金を200万円でしたか、だまし取ったというものですけれども、この預かっていたものとされる書類自体が不存在であるということ、現金のやり取りが分かる文書自体がないということでいいということですよね。確認をさせていただきたいです。
- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。

- **〇梅津社会援護課長** こちらの200万円の部分についての現金のやり取りが分かる書類はございません。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **○齊藤克己委員** それから、11番は、公金のほうの金品と通帳保管に関する記録簿ということで、これは全体的な事件だけではないと思うのですが、その当時、記録簿というのが不存在、存在し得なかったということでよろしいのでしょうか。それ自体が、あらかじめなかったと考えてよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。
- ○梅津社会援護課長 11番の金品、通帳等保管に関する記録簿もございませんでした。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **〇齊藤克己委員** いずれもこれは通常の取扱いではなくて、内規に反するような取扱いだった ということでいいわけですよね、不存在だということは。
- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。
- **〇梅津社会援護課長** 確かに事件発覚前の段階で取扱要領がございまして、その要領どおりに 取り扱っていれば、本来あるべきものなんですが、当時そういった要領どおりに行われていな かったので、そちらの記録簿はございませんでした。
- **〇齊藤克己委員** 分かりました。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 今の件で確認なんですが、記録簿がないというのは、記録簿そのものがないんですよね。この件に関してだけないということではなくて、そういう記録する自体がないということでいいんですか。
- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。
- **〇梅津社会援護課長** 11番の記録簿につきましては、この件だけではなくて、当時、記録簿がなかったということです。
- 〇安保友博委員長 待鳥委員。
- ○待鳥美光委員 一応念のためなんですけれども、この11の公金、準公金及び預り金の取扱規程というのを要求させていただいていますが、これは改定になったとさっきおっしゃったと思うんですが、改定前の当時のものも併せて出していただけますか。
- 〇安保友博委員長 梅津社会援護課長。
- 〇梅津社会援護課長 こちら、11番の取扱規程と12番の事件発覚前と後での管理方法に関する 内規というのは、多分同じ文書ですので、12番に基づいて、発覚前と発覚後という形で提出さ せていただいております。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- **〇猪原陽輔委員** ちょっと1点確認させていただきたいのですが、御答弁の中で、第三者委員会に関するところで、第三者委員会で何が行われているのかという質問されたことに対しまし

て、聞き取り調査というような答弁があったんですが、認識は間違っていないでしょうか。確 認させていただきます。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 そのとおりでございます。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- ○猪原陽輔委員 その聞き取りの対象というのは職員なんでしょうか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 携わった顧問弁護士と、あと職員もございます。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- **〇猪原陽輔委員** そうしますと、この委員会としての要求資料の(9)番のところには、職員に対するアンケートを含む内部調査の内容というところで、内部調査は不存在となっておりますが、第三者委員会では内部調査の情報は持っているというような認識でよろしいですか。市としては調査はしていないけれども、第三者委員会では聞き取り調査という、内部調査と同じようなものの性格のものがあると、そのような認識でよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 こちらの内部調査の不存在については、1番の不祥事の逮捕、起訴、懲戒に関するところでの不存在に当たる部分でございまして、顧問弁護士が1回調査した後に、その後調査というのは行っておりませんで、次に行っているのは、職員に対するアンケート調査というのが、市独自で行った調査と御認識いただければと思っています。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- **〇猪原陽輔委員** ちょっと理解できませんで、もう一度お尋ねしたいんですが、第三者委員会が行った聞き取り調査というのは、どういったものだったのかというのを再度伺いたいと思います。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 第三者委員会が行った調査につきましては、今回のこの起訴事件に関するものについて、行われた概要を精査した中で、関係する職員から、どういったことが行われていたのかというのを聞き取り調査をしているという内容でございます。
- 〇安保友博委員長 猪原委員。
- **〇猪原陽輔委員** その調査について、委員会として開示の要求をした場合の取扱いというのは、これまで回答していただいているように、第三者委員会への意見を求めた上で判断するというものに当てはまるというふうに、私は今認識をしたわけですが、それについてはいかがでしょうか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 文書として保存している内容としては、それにつながるものは、会議録に当たる内容になってくると思います。

- 〇安保友博委員長 富澤委員。
- **○富澤啓二委員** 基本的な確認なんですが、第三者委員会で開示文書を決定するということは、 第三者委員会の委員長、責任者は顧問弁護士ということでよろしいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 委員長は公認会計士になります。
- 〇安保友博委員長 富澤委員。
- **○富澤啓二委員** 顧問弁護士は第三者委員会の委員のメンバーには入っているのでしょうか、 確認です。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 入っておりません。
- 〇安保友博委員長 富澤委員。
- **○富澤啓二委員** では、顧問弁護士の一存で開示するかどうかの有無が判断されるんでしょうか。それとも多数決か、どちらでしょう。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 第三者委員会に委ねている判断は、第三者委員会の委員の判断で行われるという形になる。多数決ということではなくて、御意見をいただいた上で、最終的にどうなのかという結論を私どもとしては頂くという。
- 〇安保友博委員長 富澤委員。
- **○富澤啓二委員** 2ページ目の第三者委員会に提出した書類提出の考え方によると、市のほうで、これは特別委員会に出しても構わないという、枕言葉というか助言があれば、無条件に出してくれる可能性が大と判断してよろしいんでしょうか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 第三者委員会の判断が開示してよろしいということであれば、それに従って、 うちのほうは開示していきたいと考えております。
- 〇安保友博委員長 富澤委員。
- **○富澤啓二委員** あくまでも、行政のほうで口利きというか、そういうことはしなくて、ただ中立的に判断の有無を確認すると、そういうことですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** ある程度、先ほど御説明したようにボーダーラインを引いて、これは開示してもいいのではないかという認識の下で行われているものは開示していきたいということで申し伝えております。それも含めて、こういった文書を開示要求されておりますので、それ以外に開示していいものがあれば御判断いただきたいということでお願いをしております。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **〇齊藤克己委員** 裁判中の案件について、裁判終了後に提出ということで、先ほどのお話があるわけですけれども、これの判断として、基本的には、裁判終了後ですから、いつになるか分

からないところに対して、全書類、市の調査内容が分かる書類全てが、その終了後になされる ということになってくるわけです。この判断として、例えばその書類の軽重というか、重い軽 いですか、そういったものもあるでしょうし、その時期等もあるでしょうし、一括して全てを 終了後でなければ駄目だというような判断というのは、何といいますか、それがある程度段階 的なものがあり得るのかどうなのか、そこら辺について、全て駄目ですよというような、今、 市のほうの対応としか受け取れないわけなんですけれども、そこら辺についてはいかがでしょ うか、考え方としては。

〇安保友博委員長 鈴木総務部長。

〇鈴木総務部長 対象となっている文書が、裁判で証拠書類として提出している状況の文書になりますので、それがどういった影響を及ぼすのかということで、顧問弁護士に御判断をいただいた上での見解が、そういった状況になっています。

確かに時系列で、必要なもの、必要ではないものというのは中身があるのかもしれませんけれども、その辺は再度、顧問弁護士に御相談させていただいた中で、もし可能な状況であれば、 そこの部分については開示していくという形で検討してまいりたいと思っています。

〇安保友博委員長 冨澤委員。

○富澤勝広委員 再三になりますけれども、第98条第1項に基づく執行機関に対する書類を求めたわけですけれども、1の不祥事に関する関連文書に関しては、全くのほど提出をいただけないということです。そうすると、この委員会の設置目的というのは、要するに事務の改善であったり、職場の改善だったり、いろいろなことが目的でやっていますから、こういう流れが分からない限りは、この委員会をやる意味がないのかなと思えてしようがないんですよ。それを分かっていて市側が提出してこないのであれば、これは何らかの別な方法でやらないと、この中身は審議できない。議会として、執行部に対して、こういう改善をしてくださいということができないのではないかと思いますが、その辺、市はどういう御判断をされていますか。

〇安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 おっしゃるように、第98条の特別委員会の設置要領の付議事件にもありますとおり、その趣旨というのは理解をしておりますけれども、現状、第98条第1項の特別委員会の権限の立ち位置を考慮させていただいた中での結論が今の現状の状況になっていますので、御理解いただきたいと思います。

〇安保友博委員長 冨澤委員。

○富澤勝広委員 ということは、それを踏まえてのこういう結論ですから、資料は出せないという理解でいいですか。

〇安保友博委員長 鈴木総務部長。

〇鈴木総務部長 出せないということではなくて、裁判が終了すればお出しさせていただきますし、第三者委員会につきましても、開示の許可をいただければ、全て開示するように進めたいと思っています。

- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- ○富澤勝広委員 現実的に、裁判終了はいつだと思いますか。私たちは委員会を設置して、早急にそういう改善を図っていきたいがために、この委員会を設置しているんですよ。だけれども、要求した資料が何も出てこないということは、やりようがないんですよ、申し訳ないですけれども。それを分かっていて、執行部側は協議してこういう結論に達したんでしょうから、要するにもう資料は、こういう目的があるにしろ出せないと、今は出せないということでいいですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 現時点での結論といたしましては、裁判が終了しないとお出しできないということで見解をさせていただいております。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 第三者委員会への書類の開示については、市が提供した資料については、なるべく開示できるようにというふうに意見を申し述べていくという回答でしたけれども、そうすると、それをいつまでに回答願いたい、このような、第三者委員会を早急に開催して判断してくださいという要求はしていく予定ですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 早急の判断をいただく旨、働きかけていきたいとは考えています。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** それは、期日としてはいつまでにお願いしたい、こちらの特別委員会としては、なるべく早く情報をいただきたいと考えているわけですけれども。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 誠に申し訳ないんですが、現時点でいつまでというようなお約束はお出しできませんけれども、早急に対応するように働きかけていきたいと。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 第三者委員の4名の方のスケジュールが合わなかったりする難しさもあるという意味なんですか。委員会そのものを持つことが困難な今の時期であるという、そういう意味なんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** 現時点では、委員長に打診をしていまして、そこで意見集約を図っていただいて、その結論をいただく予定でお願いをしております。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** ぜひ、委員長に打診する場合でも、いついつまでに回答をお願いしたいという、そういった折衝も含めてやっていかないと、らちが明かないと思うんです、お忙しい方だと思いますし。そういう面では、もっと積極的に動いていただきたいと思いますが、いかがですか。

- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 御指摘のとおり、積極的に進めてまいりたいと考えています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○冨澤勝広委員** 何かよく分からないですけれども、今回の資料要求の日にちは、28日が期限だったんじゃないんですかね。我々は10月9日付で資料要求しています。今日までの間に何日もあったわけですから、その間に委員長にそういうお話をされたということですか。それで、今回28日も間に合わないということですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 21日に結論が出まして、一応所管課には、決定しているものについては28日までに御提出いただくように促しておりますけれども、手続的には、例えば情報公開条例の中では、延長という手続もございまして、こういった中で、大量な部分もございますから、そこはなるべく早急に対応させていただきたいと思いますが、28日というのは、ある程度出てきているものはありますけれども、現状として保留ということで御理解いただきたいと思っています。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- 国澤勝広委員 私が言っているのは、第三者委員会の委員長に打診したのはいつなんですか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 10月21日に打診をしております。
- 〇安保友博委員長 冨澤委員。
- **○富澤勝広委員** よく分からないのは、9日に資料要求していますよ。多分その当日か翌日に は届いていると思いますけれども、その間、21日までに何があったんですかね。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- **〇鈴木総務部長** まず、文書の存在等を確認させていただいて、その中で開示できるもの、開示できないものを判断させていただいた中で、その期間が21日まで生じてしまったということでございます。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **〇齊藤克己委員** 資料要求のこの書類は、取りまとめをしていてということですけれども、実際にはいつ頃、委員会に提出される予定になるんでしょうか。
- 〇安保友博委員長 鈴木総務部長。
- ○鈴木総務部長 現時点の状況といたしましては、対象となっております課のうち、社会援護課と長寿あんしん課、それから政策課については既に提出いただいておりまして、今、目録作成を進めている状況です。

それ以外の情報推進課についても、開示基準表ですので、提出期限が今日なので、今日中に こちらへ頂く予定となっています。

ただ、職員課につきましては、例えばパワハラの関係とか公益通報については、一部開示、

個人名等を黒塗りしての提供になりますので、今進めている状況で、今日中の提出というのは 難しい状況ですので、なるべく早い段階で、決定したものについてお渡ししたい、進めてまい りたいと思っています。

〇安保友博委員長 それでは、少し整理させていただきます。まず1点目、現金のやり取りに関する不存在の書類についての確認ですけれども、こちらは、これまでのいろんな議論の中で、例えば独居で認知症がある方で、お宅に伺ったときに現金が発見された場合などには、持ち帰って一時保管することがあったとか、そういうことがあったと思うのですが、そういう場合でも、その記録というのは取っていなかったということで、それも含めて記録簿がなかったということで間違いないでしょうか。

梅津社会援護課長。

- ○梅津社会援護課長 記録はございませんでした。
- **〇安保友博委員長** 続きまして、不開示の理由についてなんですけれども、こちらは明確な法 定根拠はないということで間違いないでしょうか。

鈴木総務部長。

- ○鈴木総務部長 根拠といたしましては、先ほど申し上げました情報公開条例の関係の部分と、 最終的に総合的な判断を仰ぐところでは、顧問弁護士の見解をいただいた上で決めさせていた だいている内容になっています。
- **○安保友博委員長** 総合的な判断ということは、それに対して、総合的に判断したという顧問 弁護士の言葉だけが根拠ということであるということだと思います。それでは、今回不開示と なったものに関しましては、この委員会として、やはり、裁判を待ってということも含めて、 このまま看過するということはできないというふうに判断をしますので、改めて明確な根拠を 示して、改めて開示するということにするのか、それとも、不開示だというのであれば、明確 な根拠を示して、委員会にそれを提出していただけるのか、それについて確認をさせてください。

鈴木総務部長。

〇鈴木総務部長 御指摘いただいた内容については、その旨、お作りしまして、お示しをさせていただきたいと思っています。

ただ、現状としては、例えば市の調査内容の分かる書類の部分についての裁判の影響という ところでは、情報公開条例のほうで当てはめますと、第7条第1号の法令に基づく法令秘情報 に当たるのかなと考えています。

また、第三者委員会に提出した書類につきましては、本来の第98条に係る市の事業ではない という独立した機関での中での提出資料ということで、そこが該当にならないのかなという認 識をしております。

また、職員氏名、所属、役職、または市民等の個人情報につきましては、先ほど申し上げま したとおり、情報公開条例第7条第1項第2号の個人に関する情報というところの部分で、不 開示という判断を現状としてはしております。

○安保友博委員長 資料の提出の時期に関しましても、当初のお話の中では、非公式なお話の中では、1週間、2週間程度という話があったかと思いますけれども、その点も、あくまで紳士的な取決めとして、こちらとしても対応させていただいておりますので、その点どうか御留意いただきまして、今後の対応をしっかりとしていただくようにお願いいたします。

ほかに御意見はありませんか。

[「なし」という声あり]

ほかに質疑がありませんので、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午後 2時45分 休憩)

再開します。(午後 2時46分 再開)

次に、法律上のアドバイザーについてを議題とします。

こちら、説明をさせていただきます。法律上のアドバイザーということで、委員会運営に当たり、手続や内容について大変高度な法律的知見を要することから、このたび、法律上のアドバイザーを選任したいと考えております。地方自治体の実務に明るい弁護士を顧問として迎えようと思っております。

内容を説明させていただきます。

まず、顧問を依頼する弁護士ですけれども、小林大祐弁護士です。この方は、東京都町田市 の特定任期付職員として5年間の経験がございます。

次に、契約期間は、2020年11月1日から2021年3月31日、年度をまたいで委員会が継続する ことが見込まれる場合には、期間を再検討したいと考えております。

次に、法律顧問業務の内容は、まず1、法律相談、2、法律関係の調査、3、簡易な契約書 その他の書類の作成、4、1から3に必要な会議等の傍聴・立会い等。

そして、次に、法律顧問業務の実施方法及び場所、1、和光市役所庁舎における相談・打合せ・傍聴・立会い等、2、電話・メールまたはウェブ会議による相談・打合せ等、3、その他協議により定める方法及び場所における相談・打合せ・立会い等。

それで、こちらの法律顧問業務の対象ですけれども、本委員会に付議された事件について業務を行うと。法律相談等の依頼・連絡等は、原則として委員長を窓口として行いたいと思います。

契約の金額については、和光市における既存の弁護士の顧問契約と本委員会に対する法律顧 問業務の内容に鑑みて、相当と考えられる金額で契約を行いたいと思います。

以上につきまして、御意見がございましたら、よろしくお願いします。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 法律上のアドバイザーとして顧問弁護士を採用するということについては賛成ですけれども、6番の契約金額に関わって、大体どのくらいを想定しているのか。それから、交通費とか会議等に参加したときの、その部分は報酬の中に一括して含めてしまうのか、ある

いは別個に交通費としては払うのかどうか。その辺、もし考えがあったらお聞きします。

〇安保友博委員長 契約金額につきましては、現在、和光市の顧問弁護士は、月額5万円で今 やっているということがありますけれども、こちらはあくまで法律相談のみということで、そ れ以外の業務が発生した場合には、そのたびに別途費用をお支払いしているということだそう なので、今回につきましては、この顧問契約の中で全てやっていただくというところで想定し ているので、今、既存の金額に比べると、少々高くなるかなということはあると思います。

交通費等実費に関しても、この顧問料の中でやっていただくというところまでは了解を得られておりますので、これ以上発生するということはありません。

金井委員。

〇金井伸夫委員 この弁護士は、実績としては、得意な分野とか、そういうところを確かめて みたいと思っているんですが、そういった点は分かりますか。

それから、今、企業顧問をやっておられるんですかね。現状弁護士としてどんな仕事をやっておられるのか、そこら辺分かれば。

〇安保友博委員長 小林弁護士は、この2020年3月まで、町田市の特定任期付職員として5年間、常勤の法制担当の職員として勤務をされておりました。また、現在においては、どこの市かまでは今資料がありませんけれども、専門員としての役職などもされております。また、日常の仕事は、自治体に関わる法務に関しての仕事をされておりまして、それに関する著書も多数あると聞いております。

金井委員。

- **〇金井伸夫委員** ということは、行政の業務というのがあるのかどうか分からないけれども、 行政に明るいということですか、得意な分野が。
- **〇安保友博委員長** そのとおりです。自治体業務に大変精通しておられる方です。 猪原委員。
- ○猪原陽輔委員 我々の委員会の最終目的として、再発防止とか改善を、最終的に提言書とか報告書という形でまとめて、執行部側に提出することになると思うんですが、その作成に関することで御相談とか、アドバイスをいただけたりとか、そういったことも可能なのでしょうか。○安保友博委員長 今回は、この委員会の趣旨をしっかり御理解いただきまして、そこも最後まで責任を持ってアドバイスをさせていただきますという話まで伺っておりますので、その点は間違いございません。

ほかに質疑はございませんか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 1点なんですけれども、契約期間が2020年11月1日から2021年3月31日となっていまして、下を見ると、継続については再検討するとなっています。そうすると、新たにまた起案を起こして、契約書を交わさなくてはいけないのかなという感じがするので、契約書の中に、例えば委員会の結論が出るまでとか、何か言い方があるんでしょうけれども、そうい

う形にはできないのかなと。その辺はどうでしょう。

〇安保友博委員長 契約書はまたこれから、今回の委員会の審議を経た上で調製しますので、 その点も含めて検討していただければと思います。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」という声あり]

ほかに質疑がありませんので、それでは、法律上のアドバイザーについては、この資料のと おりとさせていただきたいと思いますけれども、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

また、契約等の詳細につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に進みます。

その他としまして、要求資料の閲覧ルールについてを議題とします。

お手元に配付してあります資料 2、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会要求資料 閲覧ルールを御覧ください。

この中で、まず1点なんですけれども、資料の閲覧についてという項目で、資料は議員のみ閲覧可能と記載があります。前回の委員会の方針としましても、この資料は議員のみ閲覧可能ということで申合せをさせていただきましたけれども、このたび顧問弁護士をお願いするということがありますので、議員及び顧問弁護士というふうに、委員会方針と、ここの閲覧ルールについて変更したいと思いますけれども、その点を含めまして、このルール全体について質疑があれば、よろしくお願いします。

齊藤委員。

- **〇齊藤克己委員** 閲覧時の手続ですとか資料の閲覧について、あらかじめ委員会として、このような形でルールを決定するということは必要だろうと思いますので、内容についてはこのとおりでいいかと思います。
- 〇安保友博委員長 齊藤委員。
- **〇齊藤克己委員** それから、入退室の管理ですとか、あるいは資料の閲覧簿についても、備え付けて記入していくということで、資料の散逸ですとか誤りを防ぐということで、そのような形で設ければいいかと思いますので、このとおりしていただければと思います。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 保管場所という形で、語句を統一しておいたほうがいいのではないかと思うんですね。それで、内々、自分たちはここに置いてあるということが分かればいいのであって、保管場所の鍵を受け取るとか、保管場所の鍵置場を開けるとかね。場所を明記しないで、保管

場所という言葉にしたほうがいいのではないかなとは思うんですけれども。

〇安保友博委員長 休憩します。(午後 2時58分 休憩)

再開します。(午後 3時00分 再開)

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、資料閲覧時の手続及び資料の閲覧については、今の変更を踏まえた上で、その案のとおりとしたいと思いますけれども、御異議はありませんか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

本日の案件は以上となります。

次回は、11月5日木曜日、午後2時から第3回調査特別委員会を開催いたします。

内容としましては、事務検査についてを議題とする予定です。日程調整のほど、よろしくお 願いいたします。

そのほかに何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 3時01分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博